

茨城県と共立女子大学及び共立女子短期大学における  
U I J ターン就職促進に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と共立女子大学及び共立女子短期大学（以下「乙」という。）とは、若手人材の育成・確保に向け、学生のU I J ターン就職活動の支援について相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が互いに連携・協力し、大学等における地方創生の取り組みに資するとともに、本県へのU I J ターンと地元就職・定着の支援を通じて、地域産業を担う人材の確保と地元定着を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生に対するU I J ターンや地元就職・定着に係るイベント情報等の周知に関すること。
- (2) 学生に対する茨城県内企業の求人や事業活動等の周知に関すること。
- (3) 学生及び保護者向けの説明会等の開催に関すること。
- (4) 学生のインターンシップの支援に関すること。
- (5) U I J ターンや地元就職・定着に係る実績及び意向の把握、調査に関すること。
- (6) その他、学生のU I J ターンや地元就職・定着の促進に関すること。

（協定の見直し等）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、甲又は乙のいずれかから、内容の変更を申し出たとき、又は、本協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定期間はもとより終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩しては

ならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から当該年度の末日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両代表者の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月25日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事 橋本 昌



乙 東京都千代田区一ツ橋二丁目2番1号

共立女子大学長 入江 和生



共立女子短期大学長 入江 和生

